

新潟県福祉サービス第三者評価事業公表要領

（目的）

第1条 この要領は、新潟県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第7の規定に基づき、第三者評価結果の公表基準及び手続き等について定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

（公表項目）

第2条 評価機関及び県が公表する項目は、別記の「新潟県福祉サービス第三者評価結果公表基準（以下「公表基準」という。）」のとおりとする。

2 評価機関は、独自に評価結果等も加えて公表することができる。

（評価機関における公表）

第3条 評価機関は、評価結果を公表する。ただし、公表に関して事業者の同意を得られない場合には、公表は行わないものとする。

2 評価機関は、事業者の同意を得るに当たって、評価結果について十分な説明を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得る。

3 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告した日から起算して30日以内に、公表に関する同意の有無を確認したうえで県に対して報告する。ただし、公表に関し事業者の同意が得られない場合は、この限りではない。

4 評価機関は、事業所から公表基準「3（3）第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」の追加提出があった場合は、速やかに県に報告する。

5 評価機関は、県に対して評価結果を報告することにより、第1項の公表に替えることができるものとする。

（県における公表）

第4条 県は、評価機関から公表内容について、前条第3項の報告を受け、新潟県福祉サービス第三者評価受審事業者台帳（様式第1号）に登載したとき又は第5項の報告を受けたときは、速やかに県ホームページ等で公表する。

（公表期間）

第5条 評価機関及び県における評価結果の公表期間は、評価結果を公表した日から3年を経過する日の属する年度末までとする。

（事業者における公表）

第6条 評価を受審した事業者は、評価結果の概要等について、事業所内の見やすい場所に掲示するなど、自らもその公表に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成１９年 ３月３０日から適用する。

附 則

この要領は、平成１９年１０月 ９日から適用する。

附 則

この要領は、平成２０年 １月２９日から適用する。

附 則

この要領は、平成２０年 ３月２４日から適用する。

附 則

この要領は、平成２０年 ９月 ２日から適用する。

附 則

この要領は、平成２２年 ８月３０日から適用する。

附 則

この要領は、平成２３年 ７月 １日から適用する。

附 則

この要領は、平成２４年 ７月１７日から適用する。

附 則

この要領は、平成２５年 ８月 １日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年 ４月 １日から適用する。

附 則

この要領は、平成２９年 ３月 １日から適用する。

附 則

この要領は、平成２９年 ４月 １日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年 ４月 １日から適用する。

附 則

この要領は、令和 ２年 ４月 １日から適用する。

附 則

この要領は、令和 ３年 ４月 １日から適用する。

附 則

この要領は、令和 ８年 ４月 １日から適用する。